

国民健康保険課からのお知らせ

☎ 973-3202

■ 3月は保険証の切り替え時期です!!

うるま市の国民健康保険加入者が、現在お持ちになっている国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、平成21年3月31日までとなっております。有効期限が切れたまま4月以降に病院や診療所等で治療を受けた場合は、医療費が全額自己負担になりますので、平成21年3月31日までに切り替えをさせていただきますよう、お願いいたします。

保険証が配達される世帯

- 平成21年1月30日までに国保税を全額完納(口座振替をしている世帯は7期まで納付)した世帯は、3月上旬～中旬に保険証を送付。
- 平成21年2月27日までに国保税を全額完納した世帯は、3月中旬～下旬に保険証を送付。

国民健康保険課の窓口で、保険証を切り替えする世帯

- 国民健康保険税の未納がある世帯。
- 社会保険の加入及び住所の異動などで、手続きの必要がある世帯。
- 学生や施設入所者がいて、遠隔地で保険証を交付している世帯。

*** 窓口での切り替えは平成21年3月2日から行います。**

〈本庁舎・石川庁舎・勝連庁舎・与那城庁舎どちらでもできます。〉

一般の保険証 (旧) ネズミ色 → (新) うぐいす色
退職の保険証 (旧) うすい茶色 → (新) クリーム色

窓口切り替えする際に必要なもの

- 現在お持ちの保険証 (ネズミ色、うすい茶色)
 - 身分証 (運転免許証、住民基本台帳カード等。)
 - 委任状 (別世帯の方が代理で切り替えをする場合は、委任状が必要になります。)
 - 国保税の領収書 (平成21年2月23日以降に支払いをした場合、その領収書を持参してください。)
 - 在学・在園証明書 (学生や施設入所者がいて、遠隔地で保険証を交付している世帯。)
- (注) 保険証の切り替えがすでに済んでいて、遠隔地の保険証を希望する世帯は、新しい保険証も持参してください。

* 上記のものを忘れた場合には、保険証切り替えができないこともありますので、市役所に来所する前に忘れ物がないかご確認ください。

- 国民健康保険法の一部改正に伴い、平成20年4月1日から保険証の有効期限が世帯ごとで変わっています。新しい保険証を受け取った際は、保険証の有効期限をご確認ください。

保険証の有効期限が変わる世帯

- 平成21年4月2日～平成22年3月31日までに75歳(一定の障がいがある人は65歳以上)になる人がいる世帯。
長寿医療制度へ移行。
- 平成21年4月2日～平成22年3月31日までに65歳になる退職被保険者等がいる世帯。
退職保険証から一般保険証への変更。

■ 平成21年1月1日から「産科医療補償制度」が始まりました!!

この制度は、分娩に関連して予期せず発症した脳性麻痺の赤ちゃんやその家族の経済的負担を補償するとともに産科医療の質の向上などを目的に創設されたものです。制度加入の掛金は「3万円」とされており産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩し、在胎週数第22週以降の出産等の要件が認められれば、うるま市国民健康保険の「出産育児一時金」も35万円に3万円を加算することができるようになりました。(制度に加入している分娩機関では、下の産科医療補償制度のシンボルマークが院内に掲示されます。)

出産育児一時金申請の際は、申請書に所定のスタンプ印が押された領収書の写しを添付してください。

受取代理(*1)で申請したものは、分娩後に医療機関から所定のスタンプ印が押された請求書の写しを保険者(うるま市)に送付していただくことを予定しています。

平成20年12月31日以前の分娩と産科医療補償制度に加入していない分娩機関で分娩の場合、給付金額は定額の35万円で、加算はありません。

* 1. 受取代理 分娩前(分娩予定日1月以内)に申請するもので、国保税の滞納が無いことなどの条件があります。(詳細は、お問い合わせください。)



【産科医療補償制度のシンボルマーク】